

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立する事ができ働きやすい環境をつくることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年数5日以上とする。

※付与日数が10日以下の従業員も含めての目標

<対策・取組>

- ・令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- ・令和5年4月～ 年次有給休暇が取得しやすくするため、従業員の拡充に務める

目標2：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策・取組>

- ・令和5年4月～ 該当者から申出があった場合には優先的に採用を行うなど、再雇用制度についての周知・説明を行う